

山梨県公報

第一千七百七十八号

平成二十三年

十月三十一日

月 曜 日

目 次

告 示

救急病院等の認定……………七五九

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の解除……………七五九

保安林の指定実施要件の変更予定（二件）……………七五九

道路の区域変更（二件）……………七六〇

道路の供用開始（三件）……………七六一

建築基準法に基づく道路位置指定……………七六一

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………七六二

指定実施要件変更予定保安林の所在不分明通知（三件）……………七六二

教 育 委 員 会

平成二十三年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程……………七六五

正 誤

平成二十三年五月十六日付第二千三百三十四号中……………七六六

平成二十三年六月二十三日付第二千四百四十五号中……………七六六

平成二十三年十月十七日付第二千七百七十四号中（二件）……………七六六

告 示

山梨県告示第四百四十九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 救急病院の名称及び所在地

名 称

所 在 地

市川三郷町立病院

西八代郡市川三郷町市川大門四百二十八番地一

二 認定期間

平成二十三年十月一日から平成二十六年九月三十日まで

山梨県告示第四百五十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年六月三十日山梨県告示第二百六十七号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除する。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定を解除する区域 笛吹市八代町岡字鬼ヶ久保七八九番一の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

山梨県告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一（一） 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

北杜市（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

水源のかん養

（三） 変更後の指定実施要件

1 立木の伐採の方法

（1） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。(一)

(二) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北杜市(次の図に示す部分に限る。)

(三) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
北杜市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道
二 路 線 名 中下条甲府線
三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
甲府市下飯田一丁目四二八番の二地先から 甲府市下飯田一丁目四七六番の二地先まで	新	旧	七・二丁 一四・四	二四四・六
	新	旧	一一・二丁 三〇・〇	二四四・六

山梨県告示第四百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南巨摩郡早川町保字大上双理二〇三五番の一〇地先から 南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先まで	一一・〇	六・五	七七・二	三六六・四

山梨県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	万力小屋敷線	甲州市塩山上於首字宮ノ窪三九 一番の一二地先から 甲州市塩山上於首字宮村一〇四 一番の一四地先まで	一八四・一	平成二十三年十月三十一日

山梨県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

山梨県公報 第二千七百七十八号 平成二十三年十月三十一日

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	笛吹市川三郷線	笛吹市芦川町上芦川字間名板久 保六九二番の二地先から 笛吹市芦川町新井原字猪原八四 五番地先まで	二八二・八	平成二十三年十月三十一日

山梨県告示第四百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年十一月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町保字大上双理二〇三五番の三地先から 南巨摩郡早川町保字大上双理二〇三五番の三地先まで	一一〇・〇	平成二十三年十月三十一日

山梨県告示第四百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十三年十月三十一日
- 二 指定道路の位置
笛吹市御坂町栗合字御幣二百十九番四
- 三 指定道路の幅員
六・〇メートル
- 四 指定道路の延長
三十六・七四メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人昇仙峡御岳天神社にぎわいクラブ
 - 2 代表者の氏名 田中 正喜
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市平瀬町三千二百七番地
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、県内外の人々に対し御岳昇仙峡の魅力を知ってもらうため、御岳昇仙峡の活性化及び観光推進に関する事業を行い、もってまちづくりの推進及び観光立県やまなしの発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年十月十九日から同年十二月十八日まで

● 指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲府市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施設要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施設要件変更予定保安林の所在場所 甲府市古閑町字烏帽子石二九九二の三	通知の相手方 池谷袈裟夫、橘田榮、橘田修治、橘田ふみ、田中勇、田中定、田中百、田中俊男、土橋敬一、土橋好、土橋昭五、渡辺正雄
---	---

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 変更後の指定施設要件
1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に依る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施設要件変更の告示
平成二十三年九月二十九日山梨県告示第四百七号

二 指定施設要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施設要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲府市中心経寺町字横手一一三八の二、一一三八の五	柿島満吉
甲府市古閑町字飯田六五〇	土橋一雄
甲府市古閑町字入野二二二八、二二二八の内一	河野信一

甲府市古閑町字川野三〇一八の三一	内藤孝行
甲府市古閑町字川野三〇一八の五〇	佐野正勝、土橋其次、内藤豆太郎
甲府市古閑町字川野三〇一八の五一	河野今朝麿、河野島村、河野肆郎
甲府市右左口町字戸座石四六六一（次の図に示す部分に限る。）	富永フサ

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲府市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(四) 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十三年九月二十九日山梨県告示第四百七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横内正明

指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市下福沢字大窪一九三六、一九三七、一九四一から一九四四まで、字大平毛二二八から二二三四まで、二二三六、二二三七、二二三九、二二四〇、二二四二、上芦沢字崩沢九三〇	岡田登
甲斐市下福沢字上川原二〇二の二、字大平毛二二三	長田新吉
甲斐市下福沢字大平毛二二二四	佐藤茂
甲斐市下福沢字大平毛二二二七の一	佐藤茂馨
甲斐市下福沢字大平毛二二三	井上弥右工門
甲斐市下福沢字大平毛二二三七の内一	岡田歳次郎
甲斐市上芦沢字崩沢九三一、上福沢字孫目五八二の二、五八四、五八七、字釜ノ口一〇四二、一〇四三	井上義光
甲斐市上芦沢字釜ノ口一〇四八、字崩沢九四〇	藤波倫
甲斐市上芦沢字釜ノ口一〇五三、上福沢字東沢二二二、一一二二、一一二五、一一三〇	小林榮治
甲斐市上芦沢字崩沢九一から九一四まで	大澤百代
甲斐市上芦沢字崩沢九二八	横森ふみ
甲斐市上芦沢字崩沢九二九	宮本豊一
甲斐市上芦沢字崩沢九四九	有限責任清川信用購買組合
甲斐市上芦沢字崩沢九五〇の一	岡田秋義

甲斐市上福沢字深窪一〇三五	岡田利政
甲斐市上福沢字深窪一〇四一	長田年三
甲斐市上福沢字深窪一〇四五、字東沢一〇九七、一〇九九、一一二三、一一二八、一一六〇、一一六二	小林智恵子
甲斐市上福沢字深窪一〇五四	長田義忠
甲斐市上福沢字孫目五八三、五八六、五八八	佐藤正文
甲斐市上福沢字東沢一〇九六	上笹要
甲斐市上福沢字東沢一〇九八、一一〇六、一一〇七、一一二〇	飯沼憲彦
甲斐市上福沢字東沢一〇五、一一三四	下笹源吉
甲斐市上福沢字東沢一一一六	長田仙隆
甲斐市上福沢字東沢一一三一	小林常藏

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲斐市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)
四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十三年九月二十九日山梨県告示第四百八号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十三年十月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明
一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市下芦沢字寺沢八〇二、八〇四、八〇九、八一 二、字立岡山二八四の二、上芦沢字釜ノ口一〇四〇 の二	岡田秋義
甲斐市下菅口字窪田一三三三	武藤美知子
甲斐市下菅口字窪田一三三六、一三七二、一三七四 から一三七六まで	飯窪ふさ
甲斐市下菅口字窪田一三六五、一三六八	廣濟寺
甲斐市下菅口字後林一一六八	飯窪常兵衛、飯窪八左工門、 井上興兵衛、三村朝吉
甲斐市下菅口字北ノ平九六六	三村朝吉
甲斐市亀沢字枇杷坂六一〇、打返字向場八六、字 室窪四九七	大沢大治
甲斐市上芦沢字西ノ入八三四	井上弥右衛門、横森万吉
甲斐市上芦沢字湯道尾根六九一、六九二	横森剛

甲斐市上芦沢字湯道尾根六九三	三村喜子
甲斐市上芦沢字崩沢九〇六の二、九一〇、九四二から九四五まで	大澤百代
甲斐市神戸字ウビラケ七一三から七一七まで、七一九、七二一から七二四まで	佐藤正文
甲斐市神戸字ウビラケ七一八	佐々木正利
甲斐市神戸字ウビラケ七二〇、七三三、七三五	小林智恵子
甲斐市神戸字ウビラケ七三三	長田年三
甲斐市神戸字坂ノ下二九七	長田孝志

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十三年九月二十九日山梨県告示第四百九号

教育委員会

山梨県教育委員会教育長訓令甲第二号

庁 中 一 般
教 育 事 務 所
埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー
県 立 図 書 館
県 立 美 術 館
県 立 博 物 館
県 立 考 古 博 物 館
県 立 文 学 館
県 総 合 教 育 セ ン タ ー
県 立 学 校

平成二十三年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程を次のように定める。

平成二十三年十月三十一日

山梨県教育委員会
教育長 瀧 田 武 彦

平成二十三年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、山梨県職員に対する平成二十三年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務取扱規則(平成二十三年山梨県規則第三十二号)第七条の規定により子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(専決)

第二条 教育長は、次の表の上欄に掲げる者に中欄に掲げる者を対象として下欄に掲げる事務を専決させる。

総務課総括課長補佐	本庁の課(課内室を含む)の職員	一 所属職員等に係る平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号、次号及び第四条において「法」という。)第六条第一項の規定による子ども手当の受給資格及びその額についての認定(第三条において「子ども手当の認定」という。)に関すること。
教育事務所次長	所属職員及び市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に規定する職員	
埋蔵文化財センター次長	所属職員	

県立図書館副館長	二 前号に規定する職員に係る法 第八条第一項の規定による子 ども手当の額の改定（第三条にお いて「子ども手当の改定」とい う。）に関すること。
県立美術館副館長	
県立博物館副館長	
県立考古博物館次長	
県立文学館副館長	
総合教育センター副所長	
県立学校長	

(認定等の請求)

第三条 子ども手当の認定及び子ども手当の改定の請求は、第五条の規定により定める子ども手当認定請求書又は子ども手当額改定認定請求書を提出して行うものとする。

(届出等)

第四条 前条に定めるもののほか法及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行規則（平成二十三年厚生労働省令第百二十号）の規定による届出等については、前条の規定を準用する。

(様式)

第五条 前一条に規定する請求及び届出等に関する書類の様式は、別に定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十三年五月十六日山梨県告示第二百十四号（保安林の指定の予定）
三二七ページ上段終わりから六行目は、次のとおりの誤り。

3 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために林相を改良す

ることが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、平成二十四年三月三十一日までに行う伐採については、2にかかわらず伐採することができる。
字高橋二〇〇六、二〇〇七所在の森林
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
平成二十三年六月二十三日山梨県告示第二百五十七号（保安林の指定の予定）

三三七 下 二

限る。）

限る。）五九六

平成二十三年十月十七日山梨県教育委員会規則第十号（山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則及び山梨県教育庁組織規則の一部を改正する規則）

七三八 上 終わりから九

第二条

第二条を次

平成二十三年十月十七日山梨県教育委員会規則第十一号（山梨県立図書館設置及び管理条例附則第二項の規定による山梨県立図書館の指定管理者の指定の手続に関する規則）

七三八 下 終わりから一六

から終わりから一五

第四十六号

第四十九号